

○ASO田園空間博物館総合案内所条例

平成17年3月28日

阿蘇市条例第214号

改正 平成17年12月16日阿蘇市条例第249号

平成18年12月26日阿蘇市条例第56号

平成20年3月19日阿蘇市条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、ASO田園空間博物館総合案内所(以下「総合案内所」という。)の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 阿蘇市全体を屋根のない博物館にたとえ、自然と人々が織り成してきた有形・無形の地域資源を展示物として保全活用する田園空間博物館の拠点施設として、地域内外の人々に対する情報の受発信と地域住民参画による交流活動の拠点となる場所を提供し、まちづくりの推進と地域の活性化に資するため、総合案内所を設置する。

(名称と位置)

第3条 総合案内所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ASO田園空間博物館総合案内所	阿蘇市黒川1440番地1
附帯施設 公衆トイレ	阿蘇市黒川1447番地1
附帯施設 交流広場	阿蘇市黒川1447番地1

(業務)

第4条 総合案内所は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 阿蘇地域と都市との交流促進に関すること。
- (2) 田園空間博物館の運営及び情報の受発信に関すること。
- (3) 公衆トイレ及び交流広場の維持管理及び修繕に関すること。
- (4) その他、設置目的を達成するために必要な業務。

(管理)

第5条 総合案内所は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運営しなければならない。

(指定管理者による管理)

第5条の2 総合案内所の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)

第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例(平成18年阿蘇市条例第1号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第4条各号の書類の提出を求め、手続条例第5条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更し、又は休館日を別に定めることができる。
- 5 第1項の規定により総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定により総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合案内所の管理を行うこととされた期間前にされた第9条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の規定により総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が総合案内所の管理を行うこととされた期間前に第9条第1項(第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第5条の3 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
  - (2) 総合案内所の使用の許可に関する業務
  - (3) 総合案内所の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が総合案内所の管理上必要と認める業務
- (利用料金)

第5条の4 第12条の規定にかかわらず、総合案内所の管理を指定管理者に行わせる場合に

は、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に総合案内所の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第5条の5 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった総合案内所の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(開館時間と休館日)

第6条 総合案内所の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- 2 総合案内所は年中無休とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、別に休館日を定めることができる。
- 3 公衆トイレの1日の供用時間は、24時間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(職員)

第7条 総合案内所に所長その他必要な職員を置くことができる。

(行為の禁止)

第8条 入場者は、総合案内所において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を滅失し、損傷し、又は汚損すること。
  - (2) 貼り紙、広告及びこれに類するものを許可なく掲示すること。
  - (3) その他、施設の管理運営上支障を及ぼす行為。
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を拒み又は退去を命じることができる。

(使用の許可)

第9条 総合案内所を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。又、許可に係る事項を変更するときも同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、総合案内所の管理上必要な条件を付するこ

とができる。

(使用の制限)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設、設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他施設の管理又は運営上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は管理上支障があると認めるときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 市長又は関係職員の指示に従わないとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって使用者に損害が生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(使用料)

第12条 総合案内所の使用料は、無料とする。

- 2 第4条に定める業務以外の使用については、使用料を徴収する。
- 3 前項の使用料は、別表のとおりとする。
- 4 交流広場の使用料は、阿蘇市行政財産使用料条例を適用する。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公用又は公益事業のため総合案内所を使用するとき、又は相当の理由があると認められるときは、前条第2項に定める使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失により総合案内所の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、総合案内所の管理運営に関し必要な事項は、市長が規則で別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日阿蘇市条例第249号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月26日阿蘇市条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月19日阿蘇市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第12条関係)

ASO田園空間博物館総合案内所使用料

室名	時間区分	午前9:00～午後1:	午後1:00～午後5:00	午前9:00～午後5:
	00			00
展示ホール		6,000円	6,000円	12,000円
研修室		3,000円	3,000円	6,000円

○ASO田園空間博物館総合案内所条例施行規則

平成17年3月31日

阿蘇市規則第144号

(趣旨)

第1条 この規則は、ASO田園空間博物館総合案内所条例(平成17年阿蘇市条例第214号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第9条第1項の規定により、ASO田園空間博物館総合案内所(以下「総合案内所」という。)の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受理は、申請の日以後、2ヶ月以内に使用するものについて行う。

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の使用許可を与える場合には、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、総合案内所を使用しようとする場合において、前項の使用許可書を係員に提示し、その使用についての指示を受けなければならない。

(使用料の納付)

第4条 条例第12条第3項に定める使用料は、使用許可書の交付の際納入しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第5条 条例第13条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第14条のただし書の規定により、使用料を還付することができる場合及びその還付の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災地変等の理由により施設を使用できなかった場合、未使用時間に相当する使用料の全額

(2) 公用又は施設の管理上の都合により、使用許可を取り消した場合、未使用時間に相当する使用料の全額

2 前項の規定により、還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第4号)を市長

に提出しなければならない。

(遵守事項等)

第7条 総合案内所に入場した者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設並びに施設内の設備、物品及び資料等を汚損、損傷又は滅失しないこと。
- (2) 所定の場所以外で、喫煙、飲食又は火気の使用をしないこと。
- (3) 爆発物、銃砲刀剣類の危険物を持ち込まないこと。
- (4) 騒音、暴力等、他人に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (5) 許可を受けずに広告類の配布及び物品の販売をしないこと。
- (6) その他施設の運営に関する指示に従うこと。

(原状回復の届出等)

第8条 条例第15条の規定により、施設、設備等を滅失し、又は破損した者は、直ちに市長に届けるとともに、その指示を受けなければならない。また、これを原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、総合案内所の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

ASO田園空間博物館総合案内所使用許可申請書					
年 月 日					
阿蘇市長 様					
申請者 住 所 _____					
氏 名 _____					
連絡先 _____					
次のとおりASO田園空間博物館総合案内所の使用を申請します。					
使用目的					
使用内容					
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで				
使用場所	<input type="checkbox"/> 展示ホール		<input type="checkbox"/> 研 修 室		
使用人員	_____人(見込み)				
使用責任者	氏 名		住 所		連 絡 先
遵守事項	本施設の使用に関しては、ASO田園空間博物館総合案内所条例その他関係法令を遵守します。				

様式第2号(第3条関係)

許可第 号			
ASO田園空間博物館総合案内所使用許可書			
申請者 住 所 _____			
氏 名 _____ 様			
年 月 日付けで申請のあった、ASO田園空間博物館総合案内所の使用 については、次のとおり条件を付して許可します。			
年 月 日			
阿蘇市長			
使 用 目 的			
使 用 内 容			
使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで		
使 用 場 所	<input type="checkbox"/> 展示ホール	<input type="checkbox"/> 研 修 室	
使 用 人 員	_____人(見込み)	使 用 料	金 _____ 円
許 可 条 件	ASO田園空間博物館総合案内所条例その他関係法令を遵守すること。		

様式第3号(第5条関係)

ASO田園空間博物館総合案内所使用料減免申請書	
年 月 日	
阿蘇市長 様	
申請者 住 所 _____	
氏 名 _____	
連絡先 _____	
ASO田園空間博物館総合案内所条例第13条に基づき、使用料の減免を申請します。	
使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 展示ホール <input type="checkbox"/> 研 修 室
使用人員	_____人(見込み)
申請の理由	

様式第4号(第6条関係)

ASO田園空間博物館総合案内所使用料還付請求書			
阿蘇市長 様		年 月 日	
		申請者 住 所 _____	
		氏 名 _____	
		連絡先 _____	
ASO田園空間博物館総合案内所条例第14条に基づき、使用料の還付を請求します。			
許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日	許 可 第 号	
使 用 場 所	<input type="checkbox"/> 展示ホール	<input type="checkbox"/> 研 修 室	
許 可 日 時	年 月 日	時 分	から
	年 月 日	時 分	まで
未 使 用 日 時	年 月 日	時 分	から
	年 月 日	時 分	まで
既 納 付 額	金 _____ 円	還 付 請 求 額	金 _____ 円
請 求 の 理 由	ASO田園空間博物館総合案内所条例施行規則第6条第1項(第1号・第2号)に該当するため		

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

○阿蘇駅前噴水広場条例

平成25年3月22日

阿蘇市条例第11号

(設置)

第1条 地域住民の交流の促進及び賑わいの空間の創出により地域の活性化を図るとともに、災害時の一時避難所として防災機能を備えた阿蘇駅前噴水広場(以下「広場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
阿蘇駅前噴水広場	阿蘇市黒川1444番1外

2 広場の施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 広場

ア 噴水広場

イ 芝生広場

(2) 噴水

(3) 機械室

(使用の制限)

第3条 使用者は、広場において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が広場の管理運営上、特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 広場の施設設備等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 植栽木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを損傷すること。

(3) 土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類等の生物を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 汚物又は廃物を捨てること。

(6) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為をすること。

(7) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となること。

(8) 立入禁止区域に立ち入ること。

(9) 禁止区域へ車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(10) 政治的若しくは宗教的活動に利用し、又はおそれがあること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、広場の使用を妨げる行為をすること。

(使用の許可)

第4条 次に掲げる行為により広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売を行うこと。
- (2) 募金、チラシ配布その他これらに類する行為をすること。
- (3) 張り紙をし、又は広告を表示すること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が管理上必要と認めること。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書を市長に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(許可の条件)

第5条 市長は、前条の許可を与えるに当たり、広場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不許可及び入場の制限)

第6条 市長は、使用者又は来場者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないものとし、又は入場を禁止し、若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (3) 広場の設置の目的に反すると認められるとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長がその使用を管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例その他関係法令に違反したとき。
- (2) 第5条の規定により市長が付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 市長又は関係職員の指示に従わないとき。
- (4) 使用の許可を受けた後において、前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

- (6) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (7) 災害その他の事故により、施設を使用することができなくなったとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の措置によって、使用者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(使用料)

第8条 広場の使用料は無料とする。ただし、第4条第1項の許可を受けた者にあつては、阿蘇市行政財産使用料条例(平成17年阿蘇市条例第60号)に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 前条ただし書きの使用料は、市長が公益上その他必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務等)

第11条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第7条の規定により使用できなくなったときは、直ちに原状に復し、市長の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者又は来場者は、広場の使用等にして、故意又は過失により建物若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第3条から第7条及び第9条から第11条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が広場の管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項(第2項の規定により読み替

えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた申請とみなす。

- 4 第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が広場の管理を行うこととされた期間前に第4条第1項(第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者に管理を行わせることができる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 広場の設置目的を達成するために必要な業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上必要な業務

(利用料金)

第15条 第8条の規定にかかわらず、広場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に広場の施設及び設備の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第8条に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○阿蘇駅前噴水広場条例施行規則

平成25年4月1日

阿蘇市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇駅前噴水広場条例(平成25年阿蘇市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、阿蘇駅前噴水広場(以下「広場」という。)の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 使用許可申請書の受理は、申請の日以降、2月以内に使用するものについて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の使用許可を与える場合は、使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

2 条例第4条第1項の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料の納付)

第4条 条例第8条に定める使用料は、使用許可書の交付後、使用する期日前に納入しなければならない。

(使用料の減免の申請)

第5条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第10条のただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

(1) 天災地変等の理由により施設を使用できなかった又は途中で使用を中止した場合

(2) 公用又は施設の管理上の都合により、使用許可を取り消した場合

2 前項の規定により、還付を受けようとする者は、使用料還付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項等)

第7条 広場を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設及び施設内の設備、物品等を汚損、損傷又は滅失しないこと。
- (2) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 爆発物、銃砲刀剣類の危険物を持ち込まないこと。
- (4) 騒音、暴力等、他人に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (5) 許可を受けずに広告類の配布及び物品の販売をしないこと。
- (6) その他施設の運営に関する指示に従うこと。

(原状回復の届出等)

第8条 条例第11条の規定により、施設、設備等を滅失し、又は破損した者は、直ちに市長に届けるとともに、その指示を受けなければならない。また、これを原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

阿蘇駅前噴水広場使用許可申請書 年 月 日 阿蘇市長 様 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ ㊟ 連絡先 _____ 次のとおり阿蘇駅前噴水広場の使用を申請します。	
使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 噴水広場 <input type="checkbox"/> 芝生広場
使用人員	_____ 人（見込み）
使用責任者	氏 名 _____ 住 所 _____ 連絡先 _____
遵守事項	本施設の使用に関しては、阿蘇駅前噴水広場条例その他関係法令を順守します。

様式第2号（第3条関係）

阿蘇駅前噴水広場使用許可書	
許可第	号
申請者 住 所	_____
氏 名	_____様
年 月 日付で申請のあった、阿蘇駅前噴水広場の使用については、次のとおり条件を付して許可します。	
年 月 日	
阿蘇市長	
使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 噴水広場 <input type="checkbox"/> 芝生広場
使用人員	_____人（見込み）
使用料	金 _____ 円
許可条件	阿蘇駅前噴水広場条例その他関係法令を順守すること。

様式第3号（第5条関係）

阿蘇駅前噴水広場使用料減免申請書 年 月 日 阿蘇市長 様 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ ㊞ 連絡先 _____ 阿蘇駅前噴水広場条例第9条に基づき、使用料の減免を申請します。	
使用目的	
使用内容	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	<input type="checkbox"/> 噴水広場 <input type="checkbox"/> 芝生広場
使用人員	_____人（見込み）
申請の理由	

様式第4号（第6条関係）

阿蘇駅前噴水広場使用料還付請求書 年 月 日 阿蘇市長 様 申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ ㊟ 連絡先 _____ 阿蘇駅前噴水広場条例第10条に基づき、使用料の還付を請求します。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	許可第 号
使用場所	<input type="checkbox"/> 噴水広場 <input type="checkbox"/> 芝生広場
許可日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
未使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
既納付額	金 _____ 円
還付請求額	金 _____ 円
請求の理由	阿蘇駅前噴水広場条例施行規則第6条第1項（第1号・第2号） に該当するため

様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)